

障企発0627第3号  
令和元年6月27日

都道府県  
各指定都市衛生主管部（局）長 殿  
特別区

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
（公印省略）

### 障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について

厚生労働行政の推進については、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
今般、障害者総合支援法対象疾病検討会における議論等を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第44号）が公布されました（別紙参照）。これにより、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病の範囲が、359疾病から361疾病へと見直しが行われ、令和元年7月1日より適用されることとなります。

つきましては、別添のとおり周知用のリーフレットを作成しましたので、適宜ご活用いただき、管内の医療機関等に対し今回の改正の周知方お願い申し上げます。

また、その際、事務手続を円滑に進め、難病患者等に必要なサービスを速やかに受けていただく観点から、障害福祉サービス等の申請に必要な診断書や障害支援区分の認定に必要な医師意見書等の作成に当たっては、別添リーフレットにある対象疾病一覧の疾病名を記載することについて御配慮いただけますよう、併せて、周知方お願い申し上げます。

なお、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためには、難病患者御本人に対して、身近な医療機関や相談機関に従事する医師や相談員等より、受診や相談の機会を通じて、対象となる疾病や制度について周知いただくことが重要となります。

そのため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の支給認定を行う都道府県等や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者御本人に対して必要な情報提供を行う等の取組について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

○厚生労働省告示第四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示第二百九十二号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年六月二十七日

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一〇七〇（略） 一〇七〇（略） 七十一（削る） 七十一～百十四（略）</p>	<p>一〇七〇（略） 一〇七〇（略） 七十一 強皮症 七十二～百十五（略）</p>

百十五 膠様滴状角膜ジストロフィー 百十六〜百七十二 (略) (削る) 百七十三〜百八十一 (略) 百八十二 全身性強皮症 百八十三〜二百六十六 (略) 二百六十七 ハッチンソン・ギルフォード 症候群 二百六十八〜二百九十三 (略) 二百九十四 フォンタン術後症候群 二百九十五〜三百六十一 (略)	(新設) 百十六〜百七十二 (略) 百七十三 正常圧水頭症 百七十四〜百八十二 (略) (新設) 百八十三〜二百六十六 (略) (新設) 二百六十七〜二百九十二 (略) (新設) 二百九十三〜三百五十九 (略)
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

1 (施行期日)

この告示は、令和元年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 次に掲げる疾病にかかっている者であつて、この告示の適用の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する支給決定、同法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項の規定による補装具費の支給若しくは同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項の規定による地域生活支援事業による支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、なお従前の例による。

一 強皮症(全身性強皮症を除く)。  
二 正常圧水頭症。